

## 「とび・土工事業」の許可を有している方の工事経歴書の取扱いについて

(平成 29 年 9 月版)

### 1 経営事項審査における解体工事業完成工事高の取扱いについて（平成 29 年度の例）

#### ア 解体工事に関して作成する工事経歴書

解体工事業の許可を取得していない場合、経営事項審査用の工事経歴書を作成する必要がありますが、平成 28 年 6 月 1 日を挟んで取扱いが異なりますので御注意ください。

工事の完成工事高計上時期	作成する工事経歴書
平成 28 年 5 月 31 日以前	とび・土工工事の工事経歴書を次のとおり分割して、それぞれ工事経歴書を作成する。 とび・土工事業相当分→「とび・土工事業」 解体工事業相当分→「(参考) 解体工事 (その他工事算入分)」
平成 28 年 6 月 1 日以降	その他工事の完成工事高を分割し、次のとおり取り扱う。 解体工事業相当分→(参考) 解体工事 (その他工事計上分) 解体工事業以外工事→工事経歴書の作成は不要

なお、決算始期が平成 28 年 6 月 1 日以降となる決算期において、その他工事の完成工事高が「0」の場合、その他工事に関する工事経歴書の作成は不要です。

#### イ 工事経歴書の提出枚数

「とび・土工事業」の許可を有している方で経営事項審査の受審される方は、受審の際に必要な年数分の工事経歴書提出が必要になります。なお、**「とび・土工事業」完成工事高を他の業種の完成工事高に振り替えた方でも、工事経歴書の提出が必要です。(工事経歴書は正副 2 部提出願います。)**

ただし、「とび・土工事業」を受審せず、完成工事高を全額「その他工事」完成工事高に振り替えた方は、工事経歴書の提出が不要です。

なお、決算始期が平成 28 年 6 月 1 日以降となる決算期においては、「とび・土工事業」に関する工事経歴書の提出は不要です。

(参考) 完成工事高計算基準と必要な工事経歴書作成期間

「とび・土工事業」完成工事高の取扱	必要な工事経歴書作成期間
「とび・土工事業」を申請せず、完成工事高全額を「その他工事」完成工事高に振り替える。	不要
「とび・土工事業」を申請せず、完成工事高全額を特例計算で他業種完成工事高に振り替える。	1 年分 (当期決算のみ)
「とび・土工事業」を申請し、2 年平均で完成工事高を計算する。	2 年分 (当期決算+前期決算)
「とび・土工事業」を申請し、3 年平均で完成工事高を計算する。	3 年分 (当期決算+前期決算+前々期決算)

※ いずれの場合も決算始期が平成 28 年 6 月 1 日以降となる決算期においては、「とび・土工工事業」に関する工事経歴書の提出は不要です。

#### ウ 昨年の経営事項審査で提出した工事経歴書の取扱い

昨年の経営事項審査で提出した解体工事業の有無に係る工事経歴書は、いかなる様式でも有効なものと認め、該当期間の工事経歴書提出を省略できます。この場合、当期決算の工事経歴書のみ提出してください。

#### エ 解体工事業を追加した場合の完成工事高の取扱い

解体工事業の業種追加に伴い経営事項審査を申請する場合は、「その他工事」だけでなく、「とび・土工工事（業種を申請している場合に限る）」の中に含まれている解体工事相当完成工事高を、解体工事業の完成工事高に算入することを可能とします。

ただし、とび・土工及びその他工事の完成工事高を他業種に振替えた場合（いわゆる「特例計算」を行った場合）、振替えを行ったとび・土工及びその他工事の完成工事高に含まれる解体工事相当完成工事高を、解体工事業の完成工事高に算入することはできません。

## 2 工事経歴書等の作成事例（平成 29 年度の事例）

以下の事例は決算日が 5 月 31 日以降の場合に限ります。

（決算期が 5 月 31 日より前の事例につきましては、平成 29 年 7 月版をご覧ください。）

○例 1：解体工事業の許可なし、とび・土工工事業を 3 期平均で完成工事高を計算  
前々期決算……決算終了後変更届添付とび・土工工事業工事経歴書を

とび・土工工事業 A

（参考）解体工事（その他工事算入分） B に分割してください。

**既に工事経歴書を提出している場合は作成不要です。**

前期決算……決算終了後変更届添付とび・土工工事業工事経歴書のうち、平成 28 年 5 月 31 日までに計上した解体工事該当分を抜き出して（参考）解体工事（その他工事算入分） Dを作成し、残りの工事についてとび・土工工事業 Cを作成してください。また、平成 28 年 6 月 1 日以降に計上した解体工事該当分をその他工事から抜き出して（参考）解体工事（その他工事計上分） Eを作成してください。

**既に工事経歴書を提出している場合は作成不要です。**

当期決算……計上した解体工事該当分をその他工事から抜き出して（参考）解体工事（その他工事計上分） Fを作成してください。

ただし、その他工事完成工事高が「0」の場合は、（参考）解体工事（その他工事計上分） F の提出は必要ありません。

（（新）とび・土工については、決算終了後変更届添付とび・土工工事業経歴書 G において確認します。）

この場合の完成工事高は工事経歴書に基づき次のとおり計上します

	とび・土工「050」	解体「290」	経過措置「300」	その他
前々期決算	A	作成しない	A + B	B + 前々期その他
前期決算	C		C + D + E	D + 前期その他
当期決算	G (変更届を使用)		F + G	当期その他

**当期決算のとび・土工工事業工事経歴書の提出は必要ありません。また、「とび・土工工事業」において、前年に前期決算及び前々期決算の工事経歴書を提出している場合、工事経歴書の提出は必要ありません。**

○例2：解体工事業の許可なし、とび・土工工事業を2期平均で完成工事高を計算

前期決算……決算終了後変更届添付とび・土工工事業工事経歴書のうち、平成28年5月31日までに計上した解体工事該当分を抜き出して(参考)解体工事(その他工事算入分)Dを作成し、残りの工事についてとび・土工工事業Cを作成してください。また、平成28年6月1日以降に計上した解体工事該当分をその他工事から抜き出して(参考)解体工事(その他工事計上分)Eを作成してください。

**前年度に既に工事経歴書を提出している場合は作成不要です。**

当期決算……「その他工事」完成工事高に計上した解体工事該当分を抜き出して(参考)解体工事(その他工事計上分)Fを作成してください。

**ただし、その他工事完成工事高が「0」の場合は、(参考)解体工事(その他工事計上分)Fの提出は必要ありません。**

**((新)とび・土工については、決算終了後変更届添付とび・土工工事業経歴書Gにおいて確認します。)**

この場合の完成工事高は工事経歴書に基づき次のとおり計上します

	とび・土工「050」	解体「290」	経過措置「300」	その他
前期決算	C	作成しない	C + D + E	D + 前期その他
当期決算	G (変更届を使用)		F + G	当期その他

**当期決算のとび・土工工事業工事経歴書の提出は必要ありません。また、「とび・土工工事業」において、前年に前期決算及び前々期決算の工事経歴書を提出している場合、工事経歴書の提出は必要ありません。**

○例3：解体工事業の許可なし、前期も当期もとび・土工工事業を土木一式工事に特例計算で完成工事高を合算

前期決算……作成不要です。

当期決算……その他工事に計上した解体工事該当分を、その他工事から抜き出して(参考)解体工事(その他工事計上分)Fを作成してください。この場合、とび・土工工事だけでなく、解体工事相当分(F)を、特例計算で土木一式に合算することが可能です。

この場合の完成工事高は変更届の工事経歴書に基づき次のとおり計上します

	土木一式「010」	解体「290」	経過措置「300」	その他
当期決算	土木一式+とび・土工	作成しない	作成しない	変更届と同じ
(次のいずれか)	土木一式+とび・土工+F	作成しない	作成しない	当期その他-F

なお、提出する工事経歴書はFを2セット、合計2枚になります。

建設業課への質問等は、メールまたはFAXをお願いします。

メールアドレス [kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp)

FAX番号 054-221-3562